

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の意見（平成30年11月28日）は、次のとおりである。



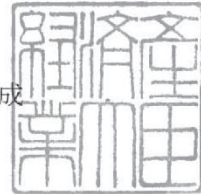
20180913保第7号

平成30年11月28日

自然電力株式会社

代表取締役 磯野 謙 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



自然電力株式会社「(仮称) 動鳴山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年9月13日付けをもって送付のあった「(仮称) 動鳴山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。



1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。また、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林については、関係行政機関等と十分な協議・調整を行った上で、改変を想定しない範囲については対象事業実施区域から除外すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から隔離すること等により、風車の影による生活環境への影響を回

避又は極力低減すること。



(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、ツル類及びアカハラダカ等の主要な渡り経路になっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、森林法に基づく保安林、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、熊本県が公表する土砂災害危険箇所及び「山地災害危険地区調査要領」（平成18年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、主要な眺望点として「カヤツ丸展望台」及び自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく雲仙天草国立公園（天草地域）の利用施設計画に位置づけられている「倉岳」が存在するとともに、人と自然との触れ合いの活動の場にもなっている「九州自然歩道」等の眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測を行うとともに、その結果を踏まえ、眺望景観への影響

を回避又は極力低減すること。



以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は表 5.2-1 のとおりである。

表 5.2-1(1) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 対象事業実施区域の設定 対象事業実施区域並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。また、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林については、関係行政機関等と十分な協議・調整を行った上で、改変を想定しない範囲については対象事業実施区域から除外すること。</p>	<p>対象事業実施区域並びに風力発電設備等の配置等の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映いたします。また、保安林については、関係行政機関等と十分な協議・調整を行った上で、改変を想定しない範囲については対象事業実施区域から除外いたします。</p>
<p>(2) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにいたします。</p>
<p>2. 各論</p> <p>(1) 騒音等に係る環境影響 事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
<p>(2) 風車の影に係る環境影響 事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
<p>(3) 鳥類に対する影響 事業実施想定区域及びその周辺は、ツル類及びアカハラダカ等の主要な渡り経路になっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>

このページに記載した内容は、環境影響評価方法書のものである。

表 5.2-1(2) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、森林法に基づく保安林、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地、熊本県が公表する土砂災害危険箇所及び「山地災害危険地区調査要領」（平成 18 年 7 月林野庁）に基づく山地災害危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえます。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
<p>(5) 景観に対する影響</p> <p>事業実施想定区域の周辺には、主要な眺望点として「カヤツ丸展望台」及び自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく雲仙天草国立公園（天草地域）の利用施設計画に位置づけられている「倉岳」が存在するとともに、人と自然との触れ合いの活動の場にもなっている「九州自然歩道」等の眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測を行うこととともに、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測を行うこととともに、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>